

変 更 協 定 書

大阪府（以下「甲」という。）と一般財団法人大阪府公園協会（以下「乙」という。）との間に締結した令和5年4月3日付け「府営せんなん里海公園管理業務協定書」及び令和5年6月30日付け「変更協定書」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1 指定管理料の変更

頭書6. 指定管理料

「総額 金**530,428,400**円

（うち消費税及び地方消費税額 金**48,220,763**円を含む。）」を

「総額 金**530,441,800**円

（うち消費税及び地方消費税額 金**48,221,981**円を含む。）」に改める。

2 条項の変更

第13条第1項 中

「令和6年度 金**103,811,000**円」を

「令和6年度 金**103,824,400**円」に改める。

第13条第3項 中の表の変更

変更前

令和6年度	請求時期	金額
1回目	令和6年4月末	金 25,952,750 円
2回目	令和6年7月末	金 25,952,750 円
3回目	令和6年 10 月末	金 25,952,750 円
4回目	令和7年1月末	金 25,952,750 円

を

変更後

令和6年度	請求時期	金額
1回目	令和6年4月末	金 25,952,750 円
2回目	令和6年7月末	金 25,966,150 円
3回目	令和6年 10 月末	金 25,952,750 円
4回目	令和7年1月末	金 25,952,750 円

に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原協定書とともに保有する。

令和6年6月10日

(甲)

大阪府
代表者

岸和田市野田町三丁目**13**番2号
大阪府岸和田土木事務所
所 長 濱田 雄一郎

(乙)

せんなん里海公園指定管理者

大阪府大阪市中央区南船場二丁目6番**28**号ユタカビル7階
一般財団法人大阪府公園協会
理事長 増山 和弘